

令和8年6月1日より 入院時の食事にかかる 患者負担額が変わります

健康保険法ならびに高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、入院時の食事にかかる患者負担額が以下の通り変更になります。

区分		負担額（非課税）	
		令和8年5月31日まで	令和8年6月1日から
①	一般の方	510円/食	550円/食
②	住民税非課税の世帯 70歳未満で区分才 70歳以上で区分Ⅱ } に属する方	240円/食	270円/食
③	住民税非課税の世帯 70歳以上 区分Ⅰ に属する方	110円/食	130円/食
④	指定難病又は小児慢性特定疾病の方	300円/食	300円/食

※ 患者の病状等により医師の指示のもと、特別食が提供されること
がありますが、負担額は変わりません。

※ 令和8年3月5日付官報 厚生労働省告示第66号による。

